

鳥取市Uターン者就職活動 交通費支援事業補助金(概要)

「鳥取市Uターン支援登録制度」に登録された方が、市内で行う就職活動(採用試験、合同就職面接会、市内企業訪問)に要する交通費の一部について補助します。

鳥取県鳥取市

1.対象となる人/次の(1)~(4)のいずれも該当する人

- (1)就職活動を行った日の属する年度の3月31日時点で、満18歳以上40歳未満の人
- (2)就職活動時に鳥取県外に住んでいる人
- (3)「鳥取市Uターン支援登録制度」に登録している世帯
- (4)鳥取市内に事務所を有する企業等へ就職を希望する人
※国、県、市町村その他公的支援機関又は市内企業等から本補助金と同主旨の助成を別途受けている場合は、交付対象となりません。



2.対象となる事業

市内で行われる採用試験、合同就職面接会、市内企業訪問
※インターンシップ、公務員試験(国、県、市町村)は除きます。
対象経費:1回の就職活動に要した往復交通費実費相当額

3.補助額

交付対象者が居住している都道府県	都道府県庁間の距離(km)	交付額(円)
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、鹿児島県、沖縄県	800以上	15,000
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県	500以上~800未満	10,000
富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、山口県、愛媛県、高知県	300以上~500未満	5,000
滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、広島県、徳島県、香川県	200以上~300未満	4,000
大阪府、兵庫県、島根県、岡山県	200未満	3,000

※都道府県庁間の距離計算について

鳥取県庁から各都道府県庁所在地までの距離計算については、一般道路及び有料道路の距離(最短経路)をもとに設定。

4.申請方法

就職活動を行った日から**30日以内**に下記の書類をそろえて申請してください。
(※3月2日以降に就職活動を行った場合は、3月31日までに申請してください)

- ①交付申請書兼請求書
- ②免許証、学生証、住民票など住所が鳥取県外であることが確認できるもの
- ③本人または同一世帯員が鳥取市内出身者であることが確認できるもの
(住民票除票または戸籍の附票など)
- ④就職活動実施証明書 ※申請は、同一年度内において1人1回限りです。



お問合せ

鳥取市定住促進・Uターン
相談支援窓口

鳥取市役所 市民生活部
地域振興課内

フリーダイヤル 0120-567-464

chikishinko@city.tottori.lg.jp

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町7-1番地